

装管調第107号
27.10.1
一部改正 装管調第3705号
27.12.9
一部改正 装管調第5878号
28.4.1
一部改正 装管調第1783号
29.2.14
一部改正 装管調第3776号
29.3.24
一部改正 装管調第16765号
30.12.17
一部改正 装管調第10461号
令和4年6月29日
一部改正 装管調第1978号
令和5年2月9日
一部改正 装管調第11648号
令和5年6月29日
一部改正 装管調第11925号
令和6年7月1日

大臣官房長
整備計画局長
防衛省本省の施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官官房審議官
防衛装備庁の各部長
防衛装備庁の施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

公共調達の適正化を図るための措置について（通知）

公共調達 of 適正化について（財経第2017号。18.8.25。以下「財務大臣通知」という。）により通知された標記について、その細部実施要領を定めたので、別紙

のとおり通知する。

関連文書：財計第2017号（18. 8. 25）

添付書類：別紙

公共調達の適正化を図るための措置

1 「入札及び契約の適正化を図るための措置」について

- (1) 財務大臣通知 1. (1)① に規定する競争参加資格の設定については、防衛省との契約実績があることを参加資格とすることなどを極力控え、新規参入意欲の拡大に努める。ただし、保全上の観点から必要な場合は、競争参加者及び業務従事者の国籍、特定の業務の国内履行、作業場の警備に係る設備・体制その他の要件を適切に定める。
- (2) 財務大臣通知 1. (1)② に規定する研究開発、調査研究又は広報について総合評価方式を実施する場合その他総合評価落札方式を適用して契約を行う場合の措置については、別に定める。
- (3) 財務大臣通知 1. (2)に規定する企画競争又は公募（以下「企画競争等」という。）を実施する場合、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成 18 年防衛庁訓令第 108 号）第 2 条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、付紙第 1 及び付紙第 2 により実施することを基本とする。
- (4) 仕様書（業務要求水準書を含む。以下同じ。）の検討に当たっては、民生品等の活用のためのガイドラインについて（防管装第 3278 号。18. 3. 31）により、民生品等の適切な活用を進めるほか、仕様が未確定なため、企業等からの提案を受けて仕様を確定する必要がある時は、複数の企業等からの提案を徴する。
- (5) 財務大臣通知 1. (2)①ニ(イ)に規定する「防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等」とは、次のアからウまでに掲げるものをいう。
 - ア 次の(ア)から(オ)までに掲げる調達のうち、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンスを認められているもの
 - (ア) 防衛装備品（防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 4 条第 1 項第 13 号に規定する装備品等をいう。以下同じ。）の調達
 - (イ) 防衛装備品の予備機、構成品、部品の調達
 - (ウ) 防衛装備品の訓練装置、試験装置の調達
 - (エ) 防衛装備品の整備器材、整備マニュアルの調達
 - (オ) (ア)から(エ)までの防衛装備品等の検査、修理、改修又は改造等の役務の調達
 - イ 防衛装備品等の研究開発業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合で、研究開発主体が研究開発過程を通じて同一でなければ研究開発の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの（ただし、研究開発業務を数回に分割した最初の契約（例：○○に関する研究開発（その 1））の締結に当たっては、企画競争等により競争性及び透明性を確保するものとする。）
 - ウ 防衛装備品等の定期修理、検査等の契約履行中に新たな故障や不具合が発覚するなど当初予期し得ない事実の発生により追加契約等を行う必要が生じ、別の業

者と契約するよりも現に定期修理、検査等の契約を履行中の原契約者と契約する方が有利な価格をもって契約できることが明らかであって、企画競争等の手続をとる時間的余裕がないもの又は防衛装備品等の不具合原因が製造若しくは修理等を実施した原契約者に起因することが否定できず原契約者と契約を締結する必要があるもの

- (6) 次のアからキまでに掲げる場合は、財務大臣通知 1. (2)①ニ(イ)に規定する「防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等」に準ずるものと認められるものとして取り扱う。ただし、この場合において、防衛装備庁調達管理部調達企画課長が別に定める方法によって、該当する契約への新規参入者が存在しないことを常続的に確認することを要する。

ア 航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号）第 2 条の 2 又は武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）第 3 条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達

イ 前号アの(ア)から(オ)までに掲げる調達であって、当該調達に係る契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの

ウ 前号アの(ア)から(オ)までに掲げる調達であって、当該調達に係る契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品等に係る一般輸入調達

エ 企業が試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品等（当該試作請負業務において主契約企業が下請負企業から調達して当該防衛装備品等に組み込まれた構成品を含む。）の量産契約であって、当該防衛装備品等の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（ただし、量産契約の最初の契約の締結に当たっては、競争入札、企画競争等によって契約の相手方を選定することを要する。）

オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品等の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品等を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品等全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの（ただし、当該事業を数回に分割した最初の契約の締結に当たっては、競争入札、企画競争

等によって契約の相手方を選定することを要する。)

カ 研究開発に係る試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品又は技術支援その他役務の調達であって、当該契約を履行できる企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

キ 過去2カ年度にわたって一者応募又は一者応札となっている防衛装備品等又は役務の調達（電子計算機システムの整備について（防装通第3847号。6.6.29）に示されている電子計算機システムの換装及び改修等に係る調達は除く。）のうち、当該防衛装備品等の製造又は役務の実施に当たって必要となる製造図面、組立図、作業標準、検査要領その他の企業所有の製造図書や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

(7) 次のア又はイに掲げる場合は、「随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある」（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第102条の4第4号ロ）と認められることから、財務大臣通知1. (2)③ロが求める「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要」を満たすものとして取り扱う。

ア 作業効率化促進制度（作業効率化促進制度について（防経装第4626号。25.3.29。以下「作業効率化通達」という。）第2項第5号に規定する作業効率化促進制度をいう。）の適用を受ける契約の相手方が、作業効率化通達第4項第4号ア又はイのいずれかの要件を満たし、同制度の対象となる契約を当該相手方と締結するとき（ただし、この場合において、作業効率化通達第4項第4号に定める方法によって、当該契約への新規参入者が存在しないことを常続的に確認することを要する。）

イ インセンティブ契約制度（インセンティブ契約制度について（防経装第9132号。25.6.28。以下「インセンティブ通達」という。）第2項第12号に規定するインセンティブ契約制度をいう。）の適用を受ける契約の相手方が、インセンティブ通達第8項第2号ア又はイの要件を満たし、同制度の対象となる契約を当該相手方と締結するとき（ただし、この場合において、インセンティブ通達第8項第2号に定める方法によって、当該契約への新規参入者が存在しないことを常続的に確認することを要する。）

(8) 次のアからウまでに掲げる場合は、財務大臣通知1. (2)③ハに規定する「防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合」として取り扱う。

なお、仕様書に本来記載すべき情報として含まれる保護すべき情報（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。）のうち、部内限り又は注意に係る情報については、仕様書において空欄として別途適用表を設け、所要の競争参加資格を有することを確認した上で、情報の保全に関する誓約書を徴して提供する。

ア 電波情報、画像情報その他の重要な情報の収集に係る防衛装備品等の調達又はこれらの防衛装備品等の検査、修理、改修若しくは改造等の役務の調達を行う場合であって、契約の締結に先立って秘密、特別防衛秘密若しくは特定秘密を提供する必要がある場合、又は仕様書に契約の締結に先立って記載し、若しくは添付する必要がある防衛装備品等の性能若しくは役務の水準、履行の時期若しくは場所その他の内容から、情報収集の対象、能力、方法等に係る秘密、特別防衛秘密若しくは特定秘密が不特定多数の者に知られ、若しくは推察されるおそれがある場合

イ 極めて高度な危険性を有する物品又は安全保障上極めて高度な重要性を有する物品の輸送、保管、処分等を伴う調達を行う場合であって、当該調達に係る時期、場所、相手方等が事前に公になることによりテロその他の妨害行為により契約の安全かつ平穏な履行が妨げられる高確度の危険性又は万一かかる妨害行為があったときに公の秩序若しくは公共の安全の維持に著しい支障を及ぼす危険性があり、かつ、当該調達を一時的に公にしないことにより、当該危険を回避できる期待可能性が有意に向上すると認められる場合

ウ 前記ア及びイに掲げる場合のほか、契約の締結に先立って秘密、特別防衛秘密若しくは特定秘密を提供する必要がある場合、又は仕様書に契約の締結に先立って記載し、若しくは添付する必要がある防衛装備品等の性能若しくは役務の水準、履行の時期若しくは場所その他の内容から、秘密、特別防衛秘密若しくは特定秘密が不特定多数の者に知られ、若しくは推察されるおそれがある場合であって、防衛装備庁長官が個別に確認した場合

2 「再委託の適正化を図るための措置」について

契約担当官等は、財務大臣通知 2. に規定する委託を競争入札を実施することにより調達する場合についても、財務大臣通知 1. (2)に規定する随意契約の場合と同様の措置をとる。

また、財務大臣通知 2. (1)から(3)に掲げる措置については、実情に応じて契約条項に追加する又は契約相手方との合意文書を作成する措置をとる。

3 「契約に係る情報の公表」について

(1) 公表の対象とする契約

契約担当官等は、予定価格（単価契約の場合は、契約書毎に記載された品目毎の予定価格（単価）に予定調達数量を乗じた額の合計額をいう。以下同じ。）が次に掲げる契約の種類に応じた金額を超えない契約を除き公表する。

なお、財務大臣通知 3. (1)①に規定する公共工事には、防衛省の全ての機関等が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条に定義されるものをいう。以下「工事」という。）が該当する。

ア 工事又は製造をさせるときは 250 万円

イ 財産を買い入れるときは 160 万円

ウ 物件を借り入れるときは予定賃借料の年額又は総額が 80 万円

エ 前各号に掲げるもの以外は100万円。ただし、財産を売り払うとき及び物件を貸し付けるときは除く。

(2) 公表の時期

ア 公表に当たっては、1か月毎に締結した契約を取りまとめるものとし、4月分にあつては6月末日までに、他の月分にあつては翌々月の10日までに公表する。

イ 外国に所在する契約担当官等又は各自衛隊の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であつて、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく公表する。

(3) 公表の内容

ア 財務大臣通知3.(1)⑦及び⑧に規定する予定価格及び落札率に関しては、次のとおりとする。

(ア) 工事(工事に係る調査及び設計業務等を含む。)に区分される契約については、公表する。

ただし、工事内容が単一であり、材料等の仕様も同じ工事の発注が同年度内に予定されている場合は、これらの工事の契約がすべて完了した後、年度内に速やかに公表する。

(イ) 物品等又は役務に区分される契約で市場価格方式により予定価格を算定している場合には、公表する。

ただし、3月以内に繰り返し同一の物品等又は役務の調達予定がある場合又は需給状況を考慮し価格の変動要素がない場合その他契約担当官等が他の契約の予定価格を類推させるおそれがあると認められる又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがあると判断した場合は、公表しないことができる。

イ 契約担当官等は、財務大臣通知3.(1)⑨に規定する情報の公表については、付紙第3を参考に随意契約等によることとした会計法令の根拠条文及び具体的かつ詳細な理由を明らかにするものとする。

ウ 契約担当官等は、財務大臣通知3.(1)⑩に規定する情報の公表については、当該契約相手方に対して、契約締結日において在職している役員のうち国の常勤職員であった者の人数を確認する。

エ 契約担当官等は、弾薬類(誘導弾を含む。)の契約に係る情報については、数量及び単価を公表しない。このほか、契約に係る情報の全部又は一部を公表することにより、我が国の防衛に支障が生ずることが明らかな場合には防衛装備庁調達管理部調達企画課長と調整の上、公表すべきか否かを決定する。

オ 予決令第99条第1号の「国の行為を秘密にする必要があるもの」として行った随意契約については、契約に係る情報を公表しない。

(4) 公表の方法

契約担当官等は、契約に係る情報を付紙様式第1から付紙様式第4までにより、契約担当官等が所属する各機関等のホームページにおいて公表する。

(5) 契約に係る情報の送付

契約担当官等は、契約に係る情報を公表後、速やかに契約担当官等が所属する各機関等の取りまとめを担当する課長(大臣官房会計課長、防衛大学校総務部会計課

長、防衛医科大学校事務局総務部経理課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、海上幕僚監部総務部経理課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部装備計画部装備課長、情報本部総務部総務課長、防衛装備庁調達管理部調達企画課長、防衛監察本部総務課長又は地方防衛局総務部会計課長をいう。以下同じ。)に送付するものとし、各機関等の取りまとめを担当する課長は契約担当官等から送付された契約に係る情報を取りまとめ、工事については整備計画局建設制度官に、物品等又は役務については防衛装備庁調達管理部調達企画課長に送付する。この際、契約に係る情報の送付は、第3号オの規定により公表を行わなかった契約に係るものを含めて行うものとする。

4 「公共調達に関する問合せの総合窓口の設置」について

財務大臣通知4. に規定する防衛省における総合窓口は、工事については整備計画局建設制度官、物品等又は役務については防衛装備庁調達管理部調達企画課とする。

5 「決裁体制の強化」について

契約担当官等は、随意契約を行う場合には、契約関係者以外の者を含む複数の者により、随意契約によることとした理由等についての審査を行う措置をとる。

上記の措置に当たっては、指名随契審査会等の積極的な活用に留意する。

6 「契約に関する統計の作成」について

契約担当官等は、財務大臣の定めるところにより、契約に関する統計を作成するため、全契約案件（第3項第3号オの規定により公表を行わなかった契約を含む。）について次の(1)から(6)までのデータ収集を行う。

(1) 契約件名及び契約金額

(2) 工事と物品等又は役務の区分

(3) 一般競争契約（制限付と制限付でない契約の区分を含む。）、指名競争契約及び随意契約等の区分

(4) 随意契約等の場合、随意契約等の根拠とした会計法令の根拠条文（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号）第1条の規定に基づくアメリカ合衆国から有償で供与を受ける装備品等及び役務の調達にあっては、「相互防衛援助協定」とする。）

(5) 企画競争等の実施の有無

(6) 契約相手方の区分（所管公益法人、その他の公益法人、独立行政法人等、特殊法人等、特定民間法人及びその他の法人）

注1：「所管公益法人」とは、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された防衛省が所管する法人をいう。

注2：「その他の公益法人」とは、注1以外の民法第34条の規定に基づき設立された法人及び民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする法人（学校法人、社会福祉法人等）をいう。

注3：「独立行政法人等」とは、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第2

条第1項に規定する独立行政法人及び「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人をいう。

注4：「特殊法人等」とは、法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。

注5：「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人及び各省各庁が、国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人その他必要と認める法人をいう。

7 その他

- (1) この通知に定めるもののほか、この通知の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁調達管理部調達企画課長が別に定める。
- (2) 契約担当官等が所属する各機関等の長は、この実施要領の運用に当たり疑義が生じた場合には、その都度、防衛装備庁長官と協議するものとする。

企画競争実施要領

1 目的

公共調達における競争性及び透明性を確保するため、企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行うことをいう。以下同じ。）を実施する場合の要領を定める。

2 実施者

企画競争は、契約担当官等が第4項から第9項までの事項その他必要な事項について調達要求元と調整の上、実施する。

3 適用範囲

企画競争による契約方式は、財務大臣通知1.(2)②に掲げる区分に従い、研究開発、調査研究若しくは広報の委託又は装備品等の調達を行う場合であって、当該委託又は調達の目的を達成するために技術的要素等の評価を行うことが重要であるとき（行政補助的な業務に係る役務等の契約にあっては一般競争契約（総合評価方式を含む。）によることが困難な場合に限る。）に適用する。

4 参加資格の設定

契約担当官等は、予決令（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。以下同じ。）第70条から第73条までの規定を準用するものとし、予決令第73条の規定を準用する場合は、契約の性質又は目的により、競争を適切かつ合理的に行うために特に必要な限度において設定する。

この際、防衛省との契約実績があることを参加資格とすることなどを極力控え、新規参入意欲の拡大に努める。

5 留意事項の設定

契約担当官等は、企画競争に係る公示を行うに当たり、提出資料の取扱いその他当該企画競争に関して周知しておくべき内容を必要に応じ定めることができる。

6 審査基準の作成

(1) 契約担当官等は、企画競争の実施に先立ち、あらかじめ具体的に定めた複数の審査基準による採点項目を作成する。

(2) 契約担当官等は、審査基準の作成に当たり必要に応じて調達要求元等の支援を求めることができる。

(3) 調達要求元は、契約担当官等から審査基準の案の提供を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

7 募集期間

契約担当官等は、企画競争の実施に当たっては、予決令第74条の規定を準用する

ものとし、応募締切日の前日から起算して少なくとも10日前までに、急を要する場合においても応募締切日の前日から起算して少なくとも5日前までに募集する。

8 募集の方法

契約担当官等は、企画競争の内容をホームページに掲載するほか、駐屯地等内の掲示板、事務所前等の一般に広く閲覧可能な場所に掲示する。

9 審査の実施

- (1) 契約担当官等は、応募者から提出された企画書等をあらかじめ作成した審査基準に基づき審査し、採点する。
- (2) 契約担当官等は、応募者から提出された企画書等の審査に際し、必要に応じて業態調査等を実施する。
- (3) 契約担当官等は、企画競争の審査に際し、必要に応じて調達要求元等の支援を求めることができる。

10 審査結果の通知

契約担当官等は、審査の結果を応募者に対し書面にて通知する。その際、当該書面にて一定期間疑義を受け付ける旨を記載する。

11 疑義に対する処理

契約担当官等は、審査の結果に対し応募者から疑義があった場合には、書面により回答し、疑義に対する処理が完了するまでの間、当該調達案件に対する契約は原則として保留する。

ただし、契約を保留することが自衛隊の運用に著しい支障をおよぼすおそれがあると認められる場合はこの限りでない。

12 その他

契約担当官等は、本要領の実施に関し必要な細部事項を定める。

公募実施要領

1 目的

公共調達における競争性及び透明性を確保するため、公募（行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにした上で、参加者を募ることをいう。以下同じ。）を実施する場合の要領を定める。

2 実施者

公募は、契約担当官等が第4項から第9項までの事項その他必要な事項について調達要求元と調整の上、実施する。

3 適用範囲

公募による契約方式は、財務大臣通知1.(2)②に掲げる区分に従い、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 研究開発等の委託又は装備品等の調達を行う場合であって、当該委託又は調達の目的を達成するために法令等に基づく許可、特殊な技術又は設備の保有等が不可欠であるなどの理由により、平成18年8月25日以前に競争性のない随意契約を行ったものと同種類の委託又は調達（平成18年8月25日以前に委託し又は調達した実績のない研究開発等又は装備品等に係る委託又は調達であって、仮にこれを行っていたとすれば競争性のない随意契約を行っていたと認められるものを含む。）を行うとき
- (2) 契約担当官等が、指名競争入札に付すことに先立って、適格な競争参加者を広く募る必要があると認めた場合

4 参加資格の設定

契約担当官等は、予決令（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）をいう。以下同じ。）第70条から第73条までの規定を準用するものとし、予決令第73条の規定を準用する場合は、契約の性質又は目的により、競争を適切かつ合理的に行うために特に必要な限度において設定する。

この際、防衛省との契約実績があることを参加資格とすることなどを極力控え、新規参入意欲の拡大に努める。

5 留意事項の設定

契約担当官等は、公募に係る公示を行うに当たり、提出資料の取扱いその他当該公募に関して周知しておくべき内容を必要に応じ定めることができる。

6 審査基準の作成

- (1) 契約担当官等は、公募の実施に先立ち、あらかじめ審査基準を作成する。
- (2) 契約担当官等は、審査基準の作成に当たり必要に応じて調達要求元等の支援を求

めることができる。

- (3) 調達要求元は、契約担当官等から審査基準の案の提供を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

7 公募期間

契約担当官等は、公募の実施に当たっては、予決令第74条の規定を準用するものとし、応募締切日の前日から起算して少なくとも10日前までに、急を要する場合においても応募締切日の前日から起算して少なくとも5日前までに公募する。

8 公募の方法

契約担当官は、公募の内容をホームページに掲載するほか、駐屯地等内の掲示板、事務所前等の一般に広く閲覧可能な場所に掲示する。

9 審査の実施

- (1) 契約担当官等は、応募者から提出された資料をあらかじめ作成した審査基準に基づき審査する。
- (2) 契約担当官等は、応募者から提出された資料の審査に際し、必要に応じて業態調査等を実施する。
- (3) 契約担当官等は、公募の審査に際し、必要に応じて調達要求元等の支援を求めることができる。

10 審査結果の通知

契約担当官等は、審査の結果に応募者に対し書面にて通知する。その際、当該書面に一定期間疑義を受け付ける旨を記載する。

11 疑義に対する処理

契約担当官等は、審査の結果に対し応募者から疑義があった場合には、書面により回答し、疑義に対する処理が完了するまでの間、当該調達案件に対する契約は原則として保留する。

ただし、契約担当官等が、契約を保留することが自衛隊の運用に著しい支障をおよぼすおそれがあると認めた場合はこの限りでない。

12 その他

契約担当官等は、本要領の実施に関し必要な細部事項を定める。

随意契約等の理由（例示）

主な理由	具体的かつ詳細な理由
ライセンス国産等	○ 本契約の履行に当たっては、〇〇国政府の許可を経た〇〇社との技術援助契約及び〇〇法による許可が必要であり、これらを満足するのは契約相手方である〇〇社のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
継続の研究開発	○ 本契約の履行に当たっては、これまでの研究開発成果が必要であり、研究開発主体が研究開発過程を通じて同一でなければ研究開発の目的達成に著しい支障が生ずるおそれがあり、これらを満足するのは、当初契約の相手方である〇〇社のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
追加・変更修理等	○ 本契約は、既に締結している修理（又は検査）の契約履行中に新たな故障（又は不具合）が発生したため、当該新たな故障（又は不具合）箇所の修理役務について、原契約者である〇〇社と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項） ○ 本契約は、不具合原因が製造（又は修理）を実施した原契約者に起因することが否定できないことから、原契約者である〇〇社と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）

主な理由	具体的かつ詳細な理由
航空機製造事業法・武器等製造法に基づく許可によるもの	○ 本契約の履行に当たっては、〇〇の製造に関する航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を必要とし、当該許可を受ける者（受ける見込みの者を含む。）は契約相手方である〇〇社のみであるため。なお、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
外国政府の許可を要しない外国企業からのライセンス実施権を要するもの	○ 本契約の履行に当たっては、〇〇国〇〇社との技術援助契約を必要とし、日本国内において当該技術援助契約を締結する者（履行期限までに締結する見込みの者を含む。）は契約相手方である〇〇社のみであるため。なお、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
日本国内における正当な輸入販売代理権を要するもの	○ 本品の販売に当たっては、〇〇国〇〇社から許諾された輸入販売代理権を必要とし、日本国内において当該輸入販売代理権を有する者（履行期限までに有する見込みの者を含む。）は契約相手方である〇〇社のみであるため。なお、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
企業が試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品等（当該試作請負業務において主契約企業が下請負企業から調達して当該防衛装備品等に組み込まれた構成品を含む。）の量産契約	○ 本契約は、〇年度〇〇試作請負契約を経て量産化された〇〇（に搭載される〇〇）を調達するものであり、本契約の履行に必要な技術・設備等を有する者は当該試作請負契約の〇〇社のみであるため。なお、量産契約の最初の契約の締結に当たって、公募によって契約の相手方を募ったところ、応募者は該社のみであった。また、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）

主な理由	具体的かつ詳細な理由
<p>複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品等の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合のもの（当該防衛装備品等を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）</p>	<p>○ 本契約は、〇〇を調達する事業のうち、〇〇年度〇〇（その1）契約に引き続き、〇〇（その2）契約として〇〇部の製造を発注するものであり、当該装備品等の全体の設計及び製造の全過程が、〇〇社の管理によるシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるため。なお、本件は、当該事業の最初の契約の締結に当たって、当該契約を一般競争入札に付したところ、〇〇社が落札したものである。また、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p>
<p>試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品又は技術支援その他役務の調達</p>	<p>○ 本契約は、研究開発に係る試作請負業務に付随して実施される性能確認試験に必要とされる〇〇を調達するものであり、本契約の履行に必要な技術・設備等を有する者は〇年度〇〇試作請負契約に携わった〇〇社のみであるため。なお、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p>
<p>当該防衛装備品等の製造又は役務の実施に当たって必要となる製造図面、組立図、作業標準、検査要領その他の企業所有の製造図書や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者からの調達</p>	<p>○ 本契約は、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できる者が〇〇社のみであり、当該契約にその製造図書を必要とすることから、履行可能な者が同社に限られるため。なお、本件は、〇年度及び〇年度にも調達を実施したところ、一者応募・応札となり、同社と契約を締結したものである。また、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p>

主な理由	具体的かつ詳細な理由
法令等の明確な根拠等に基づき契約の相手が特定されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送受信料については、放送法（昭和25年法律第132号）第32条の規定により、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないとされているため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項） ○ 汚染負荷量賦課金については、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条の規定により、独立行政法人環境再生保全機構が徴収することとされているため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
官報、法律案、予算書、決算書の印刷	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官報への公告等掲載業務は、独立行政法人国立印刷局のみが行う業務であるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
複写機等の保守	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本契約は、〇〇社製〇〇装置の賃貸借契約に伴った保守契約であり、当該機器の保守整備等に必要な知識及び技術等を有しているのは契約相手方である〇〇社のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
書籍の購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出版元からの書籍購入であるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
電気、ガス、水道、電話等（供給することができる事業者が一の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）
緊急やむを得ないとき（外的要因によるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本契約は、〇〇による災害発生に伴う災害派遣要請に緊急に対応する必要があったため、契約履行能力を有する者と判断した契約相手方と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）

主な理由	具体的かつ詳細な理由
作業効率化促進制度又はインセンティブ契約制度の適用を受ける契約の相手方に発注するもの	<p>○ 本契約は、作業効率化促進制度の適用を受ける〇〇社が、同制度の適用が終了するまでに当該装備品等の契約において作業の効率化を行う前の契約金額から20パーセントを超える割合となる価格低減を行うことを約束したことから、該社との随意契約が時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあると認められるため。なお、本契約への新規参入者を募る公示を常続的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確認されていない。（根拠法令：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号ロ）</p>
秘密の保持が必要とされているもの	<p>○ 本契約は、〇〇の製造請負契約であり、参入を希望する民間事業者が履行の可否や入札金額を検討することを可能とする最小限の情報を仕様書に添付しただけで、情報収集の対象、能力及び方法等に係る秘密が推察されるおそれがあるため。（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条第1号）</p> <p>○ 本契約は、研究に供する高純度の〇〇剤の輸送契約であり、履行の時期や輸送経路が事前に明らかになり、万一テロ等の妨害行為を受けた場合、公共安全に著しい支障を及ぼす危険があるため。（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条第1号）</p>
予決令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の2第1項の規定による競争に付した場合において、落札数量が必要数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるとき	<p>○ 本契約は、一時に多量の物品調達を競争に付する時、単数者に落札する原則では応札者が能力を超えて競争に加わり、契約の適正かつ円滑な履行がなされないことが予想されるので、複数の者を契約の相手方として選択するための各自の能力に応じた数量で競争し落札させたが、落札数量が必要数量に達しないため、法令の規定に基づき契約相手方と契約したものである。（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令臨時特例第4条の8）</p>

主な理由	具体的かつ詳細な理由
企画競争又は公募を行ったもの	<p>下線部については、企画競争を行った際の応募者数を踏まえ記述する。</p> <p>○ 本契約は、企画競争を実施した結果、契約相手方の企画（提案内容）が他社より優れていたため（又は契約相手方のみが応募者であり、その企画（提案内容）が基準を満足していたため）。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p> <p>下線部については、公募を行った際の参加条件（例：法令に基づく許可、特殊な技術、設備など）を踏まえ記述する。</p> <p>○ 本契約の履行に当たっては、〇〇〇〇〇が必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）</p>
競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき	<p>○ 本契約は、競争に付したが入札者がいなかったため。（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2）</p> <p>○ 本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。（根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2）</p>
FMS調達	<p>○ 本契約は、日米相互防衛援助協定に基づく調達であるため。（根拠法令：相互防衛援助）協定）</p>

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在 地	契約を締結した 日	契約の相手方の 商号又は名称及 び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の 別（総合評価の 実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方 の商号又は名 称及び住所	法人番号	随意契約によ ることとした 会計法令の根 拠条文及び理 由 (企画競争又 は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。